

2013年度 同志社大学大学院司法研究科 入学試験

民事法Ⅱ (民事訴訟法)

解答用紙は問題ごとに分かれているので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HBまたはB））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を刻むことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののはかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、2頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が2枚1組、第2問が2枚1組の計4枚である。解答用紙の左側にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出せざることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切つてカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机上には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2013年度 同志社大学大学院 司法研究科
入学試験問題 法律科目試験
(民事訴訟法)

第1問 (配点: 30点)

次の [設例] を読んで、以下の間に答えなさい。

[設例]

Xは、平成24年1月23日、Yを被告とした訴状を提出して貸金返還請求訴訟を提起した。訴状の送達を受けたYは、弁護士Aを訴訟代理人として選任した。

第1回口頭弁論期日において、Xは、「XはYに対し平成23年12月31日を返済期限として200万円を貸し付けた」と主張した。これに対し、Aは、「Xから貸付を受けたのは、YではなくYの知人Bであるので、Xは訴訟を提起する相手を間違えている」と主張した。

問(1) 仮に、A主張の事実(下線部)が認められる場合、Xはどのような対応を取ることができるか、検討しなさい。また、A主張の事実(下線部)が認められ、かつXが何ら対応を取らなかった場合、裁判所は、請求棄却判決と訴え却下判決のどちらをすることになるか、説明しなさい。(配点: 15点)

[設例(つづき)]

Aの主張は排斥され、その後、審理が重ねられた。平成24年6月11日に口頭弁論が終結され、同年7月20日に請求認容判決が言い渡された(以下「本判決」という。)。

本判決の確定後、Yが死亡していることが判明した。Yには息子Zがあり、Zが唯一の相続人である。

問(2) Zに本判決の既判力が及ぶか否かについて、Yが死亡した日が、(ア) 平成24年6月1日である場合、(イ) 平成24年6月21日である場合、それぞれの場合について説明しなさい。(配点: 15点)

2013年度 同志社大学大学院 司法研究科

入学試験問題 法律科目試験 (民事訴訟法)

第2問 (配点: 20点)

次の〔設例〕を読んで、以下の間に答えなさい。

〔設例〕

Xは、結婚以来、2DKの賃貸マンションに居住してきたが、妻の妊娠、出産を控え、もう少し広めの一戸建て住宅を探していたところ、Xの旧友で、3年間の海外駐在が決まったAが、一戸建て住宅（以下「本件家屋」という。）を借りてくれないかという話を持ちかけてきた。本件家屋は、AがY工務店との間で、A所有の土地の上に新築した注文住宅であった。本件家屋は一家3人で暮らすには十分な広さがあり、通勤にも支障がないこと、そして、本件家屋の完成後、引渡しからまだ日が浅かったこともあり、Xは、本件家屋を大変気に入り、Aとの間で本件家屋について、契約期間3年の定期建物賃貸借契約を締結し、賃貸借について登記を経た。

その後、Xは、本件家屋に引っ越し、生活を開始したが、数ヶ月後、本件家屋がかなりの欠陥住宅であることが明らかになった。このままだと、賃借人としての使用収益権が妨げられると考えたXは、本件家屋の建築請負契約をAと締結したYに対して、本件家屋の瑕疵の修補および損害の賠償について交渉しようとしたが、Yは、注文主はAであるとして交渉に応じなかった。

問 Xは、自ら原告となり、Yを被告として、AのYに対する瑕疵修補および損害賠償請求権に基づき、給付訴訟を提起しようとした。その際に、①Xが、Aに国際電話をかけて相談をしたところ、Aから「本件の瑕疵の修補および損害の賠償については、おまえにすべて任せる、そのことを記載した書面は後に国際郵便で送る」と言われた場合と、②そのような事情がなかった場合とに分けて、Xがこの訴訟を適法に提起することができるか、検討しなさい。

2013年度 同志社大学大学院司法研究科 入学試験

民事法Ⅱ (商法)

解答用紙は問題ごとに分かれているので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HBまたはB））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を刻むことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののはかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。なお、ライオンマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が2枚1組、第2問が2枚1組の計4枚である。解答用紙の左側にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出せざることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切つてカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机上には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2013年度 同志社大学大学院 司法研究科

入学試験問題 法律科目試験

(商 法)

第1問 (配点: 25点)

委員会設置会社でない公開会社である大手会社においては、監査役会の設置が義務づけられている。これはなぜか、監査役会制度に期待されている機能と関連づけて説明せよ。

第2問 (配点: 25点)

次の文章を読んで、後の間に答えよ。

A株式会社（以下、「A社」という。）は、委員会設置会社でない非公開会社であるが、取締役会を設置している。A社の現在の代表取締役は、Bである。

A社の所有する不動産として、本社屋と工場のほか、保養施設がある。A社は、財務状況が厳しくなったため、保養施設（以下、「本件不動産」という。）の売却を計画している。なお、本件不動産は、Bの父親で、A社の創業者であったC（既に死亡）が所有していたもので、当時A社の代表取締役であったCが役員・従業員の利用に供するため、当時の時価を大幅に下回る価格でA社に譲渡したものであった。そのような事情があるため、Bは、A社より本件不動産を譲り受けたいと考えている。

問（1） BがA社より本件不動産を譲り受けるには、どのような会社内の手続が必要か、説明せよ。（配点：15点）

問（2） 問（1）の手続が遵守された場合において、Bは、本件不動産を譲り受けたことによりA社に対して責任を負うことはないか、説明せよ。（配点：10点）